

京都市告示第584号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年12月12日

京都市長 松井孝治

道路の種類            市道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
広河原88号線	左京区広河原杓子屋町97番地地先から同町308番地の6地先まで	旧	メートル 26.40	メートル 6.80 ~ 8.80
		新	26.40	6.00 ~ 13.40
八瀬71号線	左京区八瀬野瀬町118番地の2地先から同町118番地の1地先まで	旧	22.20	0.85 ~ 2.00
		新	18.90	0.85 ~ 1.45
山科西野緯6号線	山科区西野岸ノ下町66番地の1地先から同区西野野色町62番地の1地先まで	旧	47.90	4.05 ~ 10.60
		新	47.90	4.05 ~ 10.00
山科西野緯34号線	山科区西野岸ノ下町67番地の4地先から同町67番地の3地先まで	旧	19.10	6.00 ~ 13.00
		新	15.60	6.00 ~ 6.60

(建設局土木管理部道路明示課)